

3 総 審 第 1 1 号

令和 3 年 8 月 31 日

福島県知事様

福島県総合計画審議会長



新しい福島県総合計画の策定について（答申）

令和元年 7 月 19 日付け元企調第 515 号で諮問のあったことについては、審議検討の結果、別紙「福島県総合計画（案）」のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

- 1 震災から 10 年を経てなお福島県の復興・再生は途上であり、復興のステージが進むにつれて復興の進捗に差が生じ、地域における課題が多様化・複雑化している。県は、これらの課題それぞれにきめ細かに対応するとともに、未曾有の複合災害に立ち向かってきた福島県民の頑張りや人と人との繋がりの輪（ご縁）を大切にしながら、本計画に基づき、広域自治体として、県民、民間団体、企業や市町村など様々な主体とそれぞれが担う役割に応じて、各主体間の連携や調整を適切に図り、復興・再生を着実に推進すること。
- 2 少子高齢化と人口減少の急速な進行が避けられない中、これらを消極的に受け止めるのではなく、成熟した社会として理解した上で、県内の様々な主体と協働しながら、地方創生をはじめとした持続可能で豊かなふくしまの実現に向けた取組を一層推進すること。
- 3 新型コロナウイルス感染症が県民生活や社会経済に及ぼしている影響は深刻かつ甚大である。引き続き、新型感染症の収束に全力で取り組むとともに、これから大きく変わりつつある社会のあり方や課題をしっかりと把握し、生活者の目線で、希望あふれる福島づくりに向けた施策の構築・展開を図ること。
- 4 本計画は、策定過程において、多くの県民の皆さんにご参加いただき、対話を重ねながら目指す将来の姿を描いてきたものであり、県内の様々な主体の共通の指針となるものである。「多様性」を認め合い、「包摂性」が担保された地域社会の実現を目指し、県民一人ひとりが身近に感じ、自分事と感じられる計画となるよう、計画の趣旨や内容の周知を図ること。
- 5 計画策定後においても、適時適切な事業効果の分析や、根拠に基づく政策立案により、毎年度県の取組の成果を簡潔で分かりやすく公表して進行管理を行い、計画の実効性を確保すること。